

在校生各位

学校法人三幸学園
福岡ウェディング&ブライダル専門学校

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の申請について

皆様におかれましては新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校運営に最大限のご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。この度、「学びの継続のための『学生支援緊急給付金』」の申請方法をご案内します。

この事業は、特に家庭から自立した学生等において、アルバイト収入の大幅な減少等により、専門学校での修学の継続が困難になっている者に対して行われる支援です。

つきましては以下をご確認いただき、該当する場合はお手続きくださいますようお願い致します。
不明点等ありましたら、本校までご連絡ください。

記

1、支援内容

対象者	家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っており、その収入が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大幅に減少している者（※別紙1参照）
支援金額	10万円（住民非課税世帯の場合は20万円） ※返還の必要はありません。
支給方法	<u>学校にて文部科学省の支給要件に合致するか審査の上、対象となった方は申請者本人名義の口座に日本学生支援機構より直接振り込みされます。</u>

2、申請方法について

「**学生支援緊急給付金申請の手引き**」を参照の上、期日までに下記書類を本校まで提出してください。

手引き→https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf

※本校ではスマートフォンでの申請は受け付けていません

【申請期間】 5月22日（金）～6月12日（金）必着 ※期日を過ぎたものは受付できません。

【提出書類】

- 学生支援緊急給付金申請書（様式1）
- 誓約書（様式2）
- 支給要件を満たすことを証明する書類（※別紙2参照）

以上

≪申請書送付先・お問合先≫

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-10-39

福岡ウェディング&ブライダル専門学校 担当：上蘭

電話番号：092-434-7007

※別紙1 支給対象者の要件（基準）

1. 以下の①～⑥を満たす者（留学生等については、①～⑤及び⑦を満たす者）

- ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない（※1）
- ② 原則として自宅外で生活をしている（※2）
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む（※3））が大幅に減少（前月比（※4）の50%以上減少）している
- ⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす（※5）
 - 1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者
 - 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
- ⑦ 留学生等（日本語教育機関の生徒を含む）については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。
（「外国人留学生学修奨励費」等と同様。）
 - 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が2.30 以上であること
 - 2) 1 か月の出席率が8割以上であること
 - 3) 仕送りが平均月額90,000 円以下であること（入学料・授業料等は含まない。）
 - 4) 在日している扶養者の年収が500 万円未満であること

2. 上記1.を考慮し、経済的理由により**専門学校**での修学の継続が困難であると**専門学校**が必要性を認める者

- (※1) 家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料を含む）を目安とします。
- (※2) 自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。
- (※3) あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。
- (※4) 2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。
- (※5) 第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。具体的な収入基準は以下のとおりです。

第Ⅰ区分…あなたと生計維持者の市町村税所得割が非課税であること

第Ⅱ区分…あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

第Ⅲ区分…あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※別紙2 支給要件を満たすことを証明する書類 手引きP.7参照

要件	必要書類	提出先
①家庭から多額の仕送りがない	誓約書(様式2)に金額(年額)を記載 ※1年生は仕送り予定額、2年生以上は2019年度の仕送り額を記載 預貯金通帳等の写し(任意)	在学している学校
②原則として自宅外で生活している	アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、住民票の写し等	
③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い	誓約書(様式2)に金額(年額)を記載 ※1年生はアルバイト収入予定額、2年生以上は2019年度のアルバイト収入額を記載。	
④家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない	コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等(提出可能な場合)又は申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入	
⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少(前月比50%以上)している	アルバイト先からの給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し(任意)等(本年1月以降の2か月分で減少がわかるもの)	
<p>3. 支給要件を満たすことを証明する書類</p> <p>⑥既存の支援制度について以下のいずれかを満たす</p> <p>1) 新制度の第Ⅰ区分の受給者</p> <p>2) 新制度の第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者</p> <p>3) 新制度に申込みをしている者又は今後利用をする者であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者</p> <p>4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者</p> <p>5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者</p>	<p>以下に係る認定書の写し(提出可能な場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税証明書 ・給付奨学金(奨学生証) ・第一種奨学金(奨学生証) ・民間等による支援制度 <p>※申請時点において、給付奨学金・貸与奨学金のいずれも活用していない場合は、本給付金の申込時に、原則1か月以内に申請する旨を確認します。</p>	
<p>⑦留学生等(日本語教育機関の生徒を含む)については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。</p> <p>1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が、2.30以上であること</p> <p>2) 1か月の出席率が8割以上であること</p> <p>3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること(入学金・授業料等は含まない。)</p> <p>4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること</p>	仕送り額や扶養者の年収が確認できる振込口座の預貯金通帳の写し等	

(注)「3. 支給要件を満たすことを証明する書類」については、原則申請時に提出していただく必要がありますが、やむを得ない事由により提出が困難な場合については、当該書類の添付を省略して申請することが可能です。ただし、必要に応じて申請時に所属大学等からのヒアリングを受けて頂くとともに、申告内容に虚偽が判明した場合は、支給した給付金を返還して頂くことがあります。